ロ　当該申請に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ハ　当該申請に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

［号を削る。］

第二十二条の三　法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る年金給付関係情報

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

四　私立学校教職員共済法第二十条第二項の退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

九　私立学校教職員共済法施行規則第三条第三項において準用する同令第二条第七項の私立学校教職員共済制度の加入者被扶養者証の検認又は更新に関する事務　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

第二十二条の三　法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

［一・二　同上］

三　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る子又は当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

イ　年金給付関係情報

ロ　雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

五　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項及び第七十九条の給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務　当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　失業等給付関係情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

［号を削る。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

六　私立学校教職員共済法施行規則第三条第三項において準用する同令第二条第七項の私立学校教職員共済制度の加入者被扶養者証の検認又は更新に関する事務　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

イ　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該検認若しくは更新に係る被扶養者又は当該者に係る私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

［イ・ロ　同上］

ハ　雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

七　私立学校教職員共済法施行規則第三条第三項において準用する同令第二条第七項の私立学校教職員共済制度の加入者被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

六～十一　［略］

第二十二条の四　法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

八～十三　［同上］

第二十二条の四　法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［同上］